

臨時水栓申込書

年 月 日

川南町水道事業
川南町長 様

住所
申込者 氏名 印
ふりがな
(電話番号)

臨時栓使用料については、川南町給水条例の内容に合意し、次のとおり臨時水栓を申し込みます。

使用目的			
設置場所			
使用者住所		氏名	
使用期間	年 月 日 ~		年 月 日
指定店			

備考 ※ 使用料は、320円/m³ (税別)

(メーター番号 :)

(持出時指針 :)

第3章 給水

(給水の原則)

第13条

水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

第17条

メーターは、町長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

第18条

水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用の停止、用途の変更、消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、町長に届け出なければならない。
 - (2) 給水装置の所有者の変更、消防用として水道を使用、管理人の変更又はその住所に変更があったとき。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条

水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条

料金は、給水条例の金額に100分の110を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(給水の停止)

第33条

町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第8条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金、又は第29条の手数料を指定期間内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第24条の使用量の計量、又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第34条

町長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第35条

町長は、給水条例第35条の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

第36条

町長は、詐欺その他、不正の行為によって第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

※川南町HPの環境水道課に「川南町給水条例」を掲載しています。詳細はこちらを御覧ください。